令和７年度　菰野町一般廃棄物処理実施計画

【廃棄物（ごみ）・し尿浄化槽汚泥】

この計画は、菰野町廃棄物の減量推進及び適正処理並びに環境保全に関する条例（平成10年６月26日条例第17号）の第27条により定めるものとする。

Ⅰ．計画処理区域

菰野町全域

Ⅱ．一般廃棄物の排出量

種　類	可燃ごみ	不燃ごみ	資源・堆肥化物	し尿	浄化槽汚泥
排出量	9,800ｔ	390ｔ	5,680ｔ	2,000 kℓ	8,000 kℓ

Ⅲ．一般廃棄物の種類、処理の区分、処分等の方法

廃棄物等の種類			処理区分			
			収集（回収）・運搬	焼却	処理・処分	資源化
廃棄物	可燃物	家庭系	直営 委託業者	委託業者 （炉運転）		委託業者
		事業系	排出業者 許可業者			
	不燃物	家庭系	直営		直営 委託業者	委託業者
		事業系			事業者責任	
	粗大廃棄物	家庭系	直営 （委託業者）		直営 （委託業者）	
資源物		家庭系	直営 委託業者		直営 （分別梱包等）	委託業者 リサイクル協会含む
		事業系				事業者責任
		剪定木・草	委託業者			委託業者
し尿	生し尿		委託業者		一部事務組合	
	浄化槽汚泥		許可業者		一部事務組合	

※処分とは、ごみは「埋立て処分」、し尿は「一部事務組合での処理」をいう。
※粗大廃棄物収集については要支援世帯等が対象

Ⅳ．処理計画

１．廃棄物（ごみ）処理計画

①収集・運搬計画

■町直営分（家庭系ごみ）

	可燃ごみ	不燃ごみ
ア．収集運搬の廃棄物量	6,000ｔ	210ｔ (分別後資源化可能物含む)
イ．収集区域の範囲	町内計画処理区域	
ウ．収集運搬方法	直営／ステーション方式	
エ．収集運搬回数	週２回／曜日を指定	金物類は月に１回 電化・ガレキ類は２か月に１回
オ．廃棄物の搬入先	全量／清掃センターへ搬入	全量／不燃物処理場・リサイクルセンターへ搬入
カ．処理主体	町	町（ただし、資源化可能物は業務委託）

■排出者・許可業者による持込み分（多量にある家庭系及び事業系ごみ）

	可燃ごみ	不燃ごみ
ア．収集運搬の廃棄物量	3,800ｔ	180ｔ （分別後資源化可能物含む）
イ．持ち込みの範囲	町全域	
ウ．持込み方法	排出者本人又は、収集運搬許可業者が持込む	
エ．処理主体	町	町（ただし、資源化可能物は業務委託）

※家電リサイクル法対象４品目・処理困難物は受け取らない。町内廃家電引取協力店にて協力願う。

収集運搬許可業者名（廃掃法第７条の許可による）　※番号は許可番号

番号	業　者　名	住　　所	備考
4	㈱東産業	四日市市野田１丁目８番 38 号	
5	㈱環衛	川越町大字高松字川下 1368 番地１	
6	㈱中央クリーンメンテ	四日市市楠町北五味塚 1335 番地１	
7	㈲塩谷マルマス	四日市市新浜町 10 番 18 号	
8	㈱木戸資源サービス	菰野町大字千草 6451 番地	
16	仲井商店	四日市市垂坂町 1018 番地 17	
17	㈱大京産業	四日市市大治田三丁目５番 11 号	
18	サンリツ工業㈱	四日市市大字塩浜 346 番地１	
19	丸ノ内ビル管理㈱	津市丸ノ内９番 13 号	
20	㈲進栄サービス	四日市市中野町 2010 番地	
27	㈲梅原商店	四日市市東茂福町２番 18 号	
28	㈱ＴＦＫ	四日市市南小松町 374 番地	
30	河本産業㈱	四日市市中野町字東岡 2063 番地１	
31	㈱清友社	菰野町大字潤田 994 番地	
32	㈲坂倉産業	菰野町大字潤田 995 番地	
34	㈱ＣＳＥエンタープライズ	四日市市平尾町 3185 番地	
35	中部メディカル㈲	名古屋市北区楠町大字喜惣治新田 340 番地	
36	㈱益生小型運送	四日市市中村町 2416 番地７	
37	松屋産業	桑名市星見ヶ丘三丁目 504 番地	
38	㈲メディカルシンセイ	四日市市山城町 623 番地 27	
39	㈱ウエスギ	四日市市天ヵ須賀新町１番地 32	
41	㈱エーエム	菰野町大字杉谷 2328 番地 295	
42	㈱鈴友	鈴鹿市三日市三丁目 23 番 13 号	
43	㈱東海環境サービス	桑名市大字東汰上 1009 番地	
44	㈱丸商	四日市市伊坂台１丁目 11 番地	
45	㈱田中商店	四日市市小林町 3029 番地 208	
46	マルゼン㈲	津市大倉 13 番地 26	
47	エムテック㈱	松阪市桂瀬町 217 番地１	
48	㈱柏新	四日市市蒔田２丁目８番４号	
49	㈱Kousui	津市白塚町 2443 番地	
51	㈲勝川木材	菰野町大字杉谷 2365 番地 18	
53	㈱サカモト	津市雲出本郷町 1805 番地	
54	ﾐｽﾞﾉﾛｼﾞｽﾃｨｸｽ㈱	四日市市午起二丁目１番５号	
55	太平美装興業㈱	四日市市大字塩浜 439 番地３	
56	㈱Lis	菰野町大字菰野 2631 番地９	
57	クリーンサービス AN	四日市市智積町 5360 番地	
58	㈱サンアール社	四日市市羽津 4318 番地１	
59	霞興業㈲	桑名市長島町白鶏 293 番地	

② 中間処理計画

ア．処理施設名 所在地 公称能力	菰野町清掃センター 三重郡菰野町大字永井 3089 番地 11 43.8ｔ／８ｈ46m(21.9ｔ/８ｈ焼却炉２基)
イ．処理する廃棄物の量	9,800ｔ
ウ．焼却処理主	菰野町
エ．残さの量及び処分方法	1,300ｔ（全量を下記処理場で資源化処理） 三重中央開発株式会社 三重県伊賀市予野字鉢屋 4713 番地

③ 最終処分計画

ア．処理施設名 所在地 埋め立て地面積 全体容量	菰野町不燃物処理場 三重郡菰野町大字菰野 8346 番地１ 5,987 ㎡ 53,998 ㎡
イ．廃棄物の搬入者・量 町直営分・排出者持込み分	合計　390ｔ
ウ．処分方法	搬入ごみは、できる限り分別・資源化し、業者委託において場外搬出する。不燃残さは場外搬出先において埋立て処分する。
エ．不燃残さの量及び処分方法	150ｔ 三重中央開発株式会社 三重県伊賀市予野字鉢屋 4713 番地

２．資源物処理計画

①資源化事業

ア．処理施設名　　菰野町リサイクルセンター

所在地　三重郡菰野町大字菰野 8346 番地 1

イ．資源物の種類と回収量　　（前年度実績を基に数量を計画する）

びん（３種類）白 65、茶 45、他 20	130 t
かん（２種類）アルミ 15、スチール 20	35 t
ペットボトル	65 t
蛍光管・乾電池	20 t
ダンボール・新聞紙・雑誌パンフレット・衣服布類	600 t
紙製容器包装品	70 t
プラ製容器包装品	150 t
製品プラスチック	10 t
スプレー缶	「かん」に含む

ウ．委託業者名（保管後の処理先）

内容	種　類	業　者　名	住　　所
資源化	びん	㈲勝山商店	四日市市午起一丁目 6 番 11 号
	かん	㈱木戸資源サービス	菰野町大字千草 6451 番地
	ペットボトル	協栄 J&T 環境(株)	津市雲出鋼管町 1 番地
	蛍光管・乾電池	野村興産㈱イトムカ鉱業所	北海道北見市留辺蘂町富士見 217 番地 1
	ダンボール・新聞紙・雑誌パンフレット・衣服布類	㈱ミズノ ㈱木戸資源サービス	四日市市午起二丁目 1 番 5 号 菰野町大字千草 6451 番地
	紙製容器包装品	㈶日本容器包装リサイクル協会	東京都港区虎の門一丁目 14 番 1 号
	プラ製容器包装品	㈶日本容器包装リサイクル協会	東京都港区虎の門一丁目 14 番 1 号
	製品プラスチック	三重中央開発㈱	伊賀市予野字鉢谷 4713 番地
	スプレー缶	㈱木戸資源サービス	菰野町大字千草 6451 番地
	発泡スチロール	特定非営利活動法人みどりの家	四日市市日永四丁目 2 番 41 号

※紙製容器包装品・プラ製容器包装品は容器包装リサイクル法に基づいて処理する。

容器包装リサイクル協会再商品化業務実施指定事業者

プラ製容器包装品	㈱エコパレット滋賀	滋賀県甲賀市甲南町柑子 2002 番地 24
紙製容器包装品	北勢商事㈱	三重県桑名市片町 29 番地

エ．回収方法

・拠点回収　―　直営・委託業者

〔回収場所―各地区の公会所等（月 1 回）・スーパー2 店舗の店頭（週 1 回）〕

回収場所にコンテナを設置する。町民は各自でコンテナに資源物を入れる。

その後、コンテナごと回収して処理・保管する。

※スーパー店頭は家庭保管の量が多くて難しい「紙・プラ製容器包装品」

の２品目のみの回収。

回収委託業者	種　類	住　所
㈱清友社	資源物全般	菰野町大字潤田 994 番地
㈲坂倉産業	資源物全般	菰野町大字潤田 995 番地
㈱木戸資源サービス	古紙類・衣服布類他	菰野町大字千草 6451 番地
㈱ミズノ	古紙類・衣服布類	四日市市午起二丁目 1 番 5 号

・町処理施設内回収　―　直営・委託業者

〔回収場所―清掃センター・リサイクルセンター（常時）〕

多量にある場合、長期間保管できない場合は直接処理場に搬入する。

搬入された資源物は別置きで仮保管する。その後、直営及び委託業者が

リサイクルセンターへ移す。回収保管後の処理は業者に委託する。

回収委託業者	種　類	住　　所
㈱木戸資源サービス	古紙類・衣服布類	菰野町大字千草 6451 番地

②堆肥化事業

・町内の剪定木草類　　1,300ｔ

・町外の剪定木草類　　3,300ｔ

堆肥化

許可施設	㈱三重菰野グリーンリサイクル	菰野町大字千草 5141 番地３
回収委託業者	㈱清友社	菰野町大字潤田 994 番地

チップ化

許可施設	㈲勝川木材	菰野町大字杉谷 2365 番地 18

３．し尿浄化槽汚泥処理計画

①収集・運搬計画

	し　　尿	浄化槽汚泥
ア．収集・運搬の量	2,000 kℓ	8,000 kℓ
イ．収集区域の範囲	町内計画処理区域	
ウ．収集・運搬方法	委託業者にて行う。ただし、作業日程は町から毎月 2 回作業指示書を業者に渡し、作業指示を行う。	許可業者にて行う。浄化槽管理者との委託又は申し込みにより定期・随時収集する。
エ．搬入先	朝明衛生センター し尿及び浄化槽汚泥を町が指定する菰野町し尿・浄化槽汚泥中継施設に一旦投入する。	
オ．処理主体（収集運搬）	委託業者（※以下の通り）	許可業者（※以下の通り）
カ．処理主体（転送）	委託業者（※以下の通り）	

※委託・許可業者の概要

浄化槽清掃業許可業者（廃掃法第 7 条・浄化槽法第 35 条）

業務内容	業者名	住　　所
浄化槽汚泥の清掃業務と収集運搬業務	㈱東産業	四日市市野田一丁目 8 番 38 号
	㈱環　衛	三重郡川越町高松 1368 番地 1
	㈱中央クリーンメンテ	四日市市楠町北五味塚 1335 番地 1

し尿汲取業委託業者

業務内容	業者名	住　　所
し尿汲取り業と収集運搬業務	㈱清友社	菰野町大字潤田 994 番地
	㈲坂倉産業	菰野町大字潤田 995 番地

浄化槽汚泥転送委託業者

業務内容	業者名	住　　所
中継槽から処理先までの転送業務	三泗地区浄化槽維持管理協同組合	四日市市野田一丁目 8 番 38 号

②中間処理計画（搬入先）

ア．　処理施設名 所在地 公称能力	朝明衛生センター 三重郡川越町高松 1508 番地 300 kℓ ／日
イ．　処理する廃棄物の量	12,000 kℓ（菰野町年間量）
ウ．　処理主体	朝明広域衛生組合